

平成30年 9月 10日

アニヴェルセル株式会社
代表取締役 平井 雅丈 殿

〒260-0013
千葉市中央区中央4丁目13番10号
千葉県教育会館5階 千葉県生活協同組合連合会内
特定非営利活動法人消費者市民サポートちば
理事長 拝 師 徳 彦



申入書兼問合せ書

特定非営利活動法人消費者市民サポートちば（以下「当法人」といいます。）は、消費者問題に関する情報収集及び提供、普及啓発活動を通じ、消費者被害の防止並びに救済、その他不特定多数の消費者の利益保護を図ることを目的としている法人です。当法人は、消費者契約法第13条の規定に基づく適格消費者団体の認定を目指しており、消費者団体、消費生活相談員、学者、弁護士、司法書士などの消費者問題に取り組む専門家・関係団体により構成されています。

当法人では、消費者被害の情報収集を実施しているところ、貴社が運営する「アニヴェルセル柏」（以下、「本件結婚式場」といいます。）の使用している規約について、消費者の権利保護の観点から調査・検討したところ、消費者契約法に照らし問題があると思われる規定がございましたので下記のとおり申し入れを致します。

つきましては、本申入書に対する貴社の具体的な対応及び問合せ事項についての回答を、平成30年10月8日（火）までに、文書にて当法人までご送付いただきますようお願いいたします。

なお、本書、貴社からの回答の有無及び回答の内容は、法人の活動目的のため、原則として、当法人のホームページ (<http://sapochiba.com>) において公表させていただきますので、その旨ご承知おきください。

記

第1 申入れの趣旨

貴社約款第11条2項「お取消料の予定」について、各取消時期における挙式・披露宴の取消料を定める部分について、貴社に生ずべき平均的な損害の額を超えない額となるよう見直しをして下さい。

第2 申入れの理由

1 貴社約款の定め

本件結婚式場で使用されている約款（以下「本件約款」といいます）には以下の定めがあります。

第11条 解約について

2. お取消料の予定

弊社は、本予約の成立後、開催日に向けて、本会場の確保、人員の手配、飲食物や贈答品の手配等お客様のご要望に沿って本パーティ等のご準備をさせて頂いております。そのため、開催日が近づくにつれて本パーティ等のご準備に要する費用が徐々にかさむこととなりますので、解約のご通知日（弊社がお客様の解約のご意向を確定的に認識した日をいい、以下「解約通告日」といいます。）が属する開催日までの期間に応じ、本予約の解約に伴うお取消料をつぎのとおり定めさせていただきます。

【お取消料】

解約通告日	内訳
申込日から181日前まで	申込金の100%、アイテム別取消料
180日前から121日前まで	申込金の100%、アイテム別取消料、基本料金の20%
120日前から91日前まで	申込金の100%、アイテム別取消料、基本料金の40%
90日前から51日前まで	申込金の100%、アイテム別取消料、基本料金の60%
50日前から15日前まで	申込金の100%、アイテム別取消料、基本料金の100%
14日前から開催日当日まで	最終見積書に記載の総合計額の100%

2 消費者契約法9条1号

消費者契約法9条1号は、解除に伴って生じる平均的な損害を超える損害賠償の予定又は違約金を定める条項は、その超える部分について無効と定めています。本件約款第11条2項（以下「本件条項」といいます。）は、挙式披露宴実施契約の解除に伴う損害賠償の額を予定又は違約金を定める条項と言えるため、解除の事由、時期等の区分に応じ、貴社に生ずべき平均

的損害の額を超えて消費者に取消料を負担させることとなる部分については無効となります。

3 社団法人日本ブライダル事業振興協会のモデル約款

社団法人日本ブライダル事業振興協会が結婚式場・披露宴会場におけるモデル約款を定めています。(以下「モデル約款」といいます。)

当法人としましても、貴社がモデル約款と異なる約款を利用することを否定するものではありませんが、挙式・披露宴の取消によって貴社に生じる平均的な損害をいくらと考えるかの問題について、モデル約款のキャンセル料規定が一つの指標となります。(なお、当法人は、必ずしもモデル約款が平均的損害の額を超えない額を定めた規定であるとは考えておりませんので念のため申し添えます)。

そして、モデル約款は、挙式・披露宴のキャンセル料について、以下のとおり定めています。

解約期日	解約料金
前日を含む 365 日以前	申込金の 25% または 3 万円のいずれか低い額まで
364 日目以降 180 日目まで	申込金の 50% まで及び印刷物等の実費
179 日目以降 150 日目まで	申込金の全額及び印刷物等の実費
149 日目以降 120 日目まで	お見積額 (サービス料を除く) の 20% まで及び印刷物等の 実費
119 日目以降 90 日目まで	お見積額 (サービス料を除く) の 20% まで及び印刷物等の 実費
89 日目以降 60 日目まで	お見積額 (サービス料を除く) の 30% まで及び印刷物等の 実費
59 日目以降 30 日目まで	お見積額 (サービス料を除く) の 40% まで及び印刷物等の 実費
29 日目以降 10 日目まで	お見積額 (サービス料を除く) の 45% まで及び印刷物等の 実費 並びにその他外注品等の解約料の額
9 日目以降前日まで	お見積額 (サービス料を除く) の 45% まで及び納品済み物 品等の実費並びにその他外注品等の解約料の額
当日	お見積額 (サービス料を除く) の全額

4 本件条項とモデル約款との比較

(1) 申込日から181日前までの解約について

ア 365日以前の解約の場合

モデル約款にいう申込金とは、本件約款第2条1項の「申込金 20万円」(S日程以外の申込みについては、申込金10万円)が該当すると考えられるところ、本件条項は「申込金の100%」と取消料を規定しているため、消費者が申込日から披露宴予定日の181日前までに解約する場合は、申込金を最大20万円まで支払わなければならないこととなります。

かかる規定からすると、一旦披露宴の申込みをしてしまうと、それが仮に披露宴の1年以上前であっても、最悪の場合、申込金の20万円が取消料として発生することとなります。

しかしながら、1年以上前に解約された場合には、キャンセルされた日程に他の申込者から新たな予約申込みがなされる可能性が高く、また、仮に結果として申込みがなかったとしても、1年以上前に解約されていれば、通常の営業の結果と同視できるのであり、平均的に発生しうる損害は想定できません。

したがって、本件条項は、なんら期限の制限なく181日より前の解約であれば、たとえ1年以上前の解約であっても、一律に申込金の100%を取消料としている点について、消費者契約法9条1号に違反していると思料致します。

なお、挙式の1年以上前に予約し、その数日後にキャンセルしたという事例についての裁判例でも、予約金を返金しないとの条項が消費者契約法第9条1号により無効とされていますのでご確認ください(東京地裁平成17年9月9日判決)。

イ 181日以前の解約の場合

本件条項によると、181日以前の解約について、「申込金の100%」を取消料として定めていますので、仮に、1年前でなくとも、例えば190日前の解約の場合であっても申込金の20万円を取消料として支払わなくてはならないこととなります。

しかしながら、挙式の半年以上前に解約された場合には、他の申込者から新たな予約申込がなされる可能性がなお高いといえます。

また、通常であれば、挙式の具体的な打合せ等も行われていないと思われしますので、貴社に人件費等が無駄になったなどの損害が生じているとも考えられません。

したがって、本件条項は、365日から181日前の解約についても

消費者契約法9条1号に違反していると思料致します。

ウ モデル約款との比較

モデル約款の基準によれば、前日を含む365日以前の解約の場合、解約料金は申込金の25%または3万円のいずれか低い額までとされています。

モデル約款では申込金が明示されていませんが、365日以前の基準から逆算すれば10万円前後を想定しているものと思われるところ、この基準と比較しても、本件条項の取消料は、期間および金額に照らして明らかに高額です。

また、364日前から180日前までの解約の場合は、申込金の50%及び印刷物等実費が解約料金の上限とされており、かかる期間の解約についても、モデル約款の基準と比較しても、本件条項の取消料は高額です。

したがって、モデル約款との比較においても、本件条項の申込日から181日前までの解約についての定めは、いずれの期間においても貴社に生じる平均的損害の額を超えて、消費者に負担させるものと考えられます。

(2) 180日前から51日前までの解約について

ア 本件条項では、180日前から51日前までの解約については、3区分に時期を分けて取消料を定めています。かかる取消料はモデル約款と比較しても、以下のとおり損害額に差が出ています。

なお、以下の計算は、申込金を20万円、本件条項の基本料金額を200万円と仮定して算出しております。

① 150日前の解約の場合

【本件条項】

60万円（申込金20万＋基本料金の20%）＋アイテム別取消料

【モデル約款】

20万円（申込金20万）＋印刷物等の実費

【差額】

40万円

② 121日前の解約の場合

【本件条項】

60万円（申込金20万＋基本料金20%）＋アイテム別取消料

【モデル約款】

40万円（お見積もり額の20%）＋印刷物等の実費

【差額】

20万円

③ 91日前の解約の場合

【本件条項】

100万円（申込金20万＋基本料金40％）＋アイテム別取消料

【モデル約款】

40万円（お見積もり額の20％）＋印刷物等の実費

【差額】

60万円

④ 51日前の解約の場合

【本件条項】

140万円（申込金20万円＋基本料金60％）＋アイテム別取消料

【モデル約款】

80万円（お見積もり額の40％）＋印刷物等の実費

【差額】

60万円

イ 以上のとおり、本件条項の各区分の取消料の定めは、アイテム別取消料を考慮しなくとも、いずれの解約時期においてもモデル約款の定める取消料の金額を大きく上回っています。

そのため、181日前から51日前までの各区分の取消料の定めも、貴社における平均的損害を超える額を、消費者に負担をさせる条項であると思料致します。

(3) 50日前から15日前までの解約について

ア 本件条項では、50日前から15日前までの解約について「申込金の100％、アイテム別取消料、基本料金の100％」を取消料として定めています。

かかる規定からすると、消費者は、仮に披露宴の50日前に解約した場合でも、申込金、アイテム別取消料、基本料金の100％を取消料として支払わなければならないこととなります。

しかしながら、このような場合において、実際の仕入額等の実費を超える料理の食材、飲料類の料金が貴社の損害になるとは考えられず、また、その他会場の設営等に係る損害も考え難いことから、披露宴の基本料金の100％が貴社の損害として想定することは困難です。

イ また、仮に、15日前の解約であったとしても、前述の場合と同様に料理の食材や飲酒類の料金が貴社に損害として生じているとは考えられません。

ウ モデル約款の基準でも、59日前～30日前までの解約の場合「お見積もり額（サービス料を除く）の40%まで及び印刷物等の実費」を上限としており、29日前～10日前までの解約の場合「お見積もり額（サービス料を除く）の45%まで及び印刷物等の実費並びにその他外注品の解約料の額」を上限としており、本件条項はいずれの基準よりも高額の取消料を定めています。

したがって、50日前から15日前までの解約についても、貴社における平均的損害の額を超える取消料の条項となっていると思料致します。

(4) 14日前から当日までの解約について

ア 本件条項は、14日前から開催日当日までの解約について「最終見積書に記載の総合計額の100%」を取消料として定めています。

しかしながら、披露宴の予定日14日前からの解約の場合、やはり仕入額等の実費を超える当日の料理や飲酒類の料金が損害として生じているとは考え難いです。モデル約款においても、9日前～前日までの取り消しについて「お見積もり額（サービス料を除く）の45%まで及び納品済みの物品等の実費並びにその他外注品の解約料の額」を上限としており、見積額の全額を平均的な損害と定めてはいません。

そのため、最終見積書記載の総合計が貴社の損害となるとする条項は、平均的損害額を超えた違約金の定めであると思料致します。

イ また、開催日当日のキャンセルにおいても、例えば未提供の飲料類や他の顧客に転用可能な商品については、全て破棄しなければならないといった事情はありませんので、それらの費用は貴社の損害になりません。

なお、モデル約款においては、当日の取消料について「お見積額（サービス料を除く）の全額」を上限と定めていますが、前記のとおり、当法人としては、必ずしもモデル約款が平均的損害の額を超えない額を定めた規定であるとは考えておりません。

5 小括

以上のとおり、本件条項は、その定めているいずれの期間の取消料についても、貴社に生じる平均的な損害の額を超えた金額を消費者に負担させる規定となっており、消費者契約法9条1号に違反し無効であると思料致します。

したがって、本件条項について各取消時期における挙式・披露宴の取消料を定める部分について、貴社に生ずべき平均的な損害の額を超えない額となるよう見直すよう申入れます。

なお、貴社において、本件条項が平均的損害を超えない定めであるとお考えの場合は、平均的損害を算出した計算方法及びその根拠をご教示下さい。

第3 問合せ事項

1 他の結婚式場での約款の利用

本件約款は、本件結婚式場である「アニヴェルセル柏」で使用されているところ、貴社は、本件結婚式場の他に12箇所の結婚式場を運営されています。

他の会場においても同様の約款を使用されている場合には、いずれも消費者契約法9条1号に反し見直しが必要であると考えられます。

そこで、貴社が運営する他の会場について、本件約款と同様の約款を使用しているか否かご教示下さい。また、本件約款と異なる約款を使用している場合には、その約款を提供下さい。

2 アイテム別取消料の定め

本件条項では、取消料の内訳に「アイテム別取消料」が定められているところ、本件約款にはアイテム別取消料の金額等は示されていません。

挙式・披露宴において追加オプション（アイテム）の金額が比較的多額になるのは常であり、アイテム別取消料が、挙式・披露宴の申込みを解約する場合の取消料に大きく影響するものと考えられます。

貴社におかれましても、当然、各アイテム別取消料の規定を作成されているものと存じます。

つきましては、貴社で使用しているアイテム別取消料についての内訳をご教示下さい。

以上

解約期間	本件約款	モデル約款	差額
365日以前	申込日から181日前まで ・申込金の100% ・アイテム別取消料	申込金の25%または3万円のいずれか低い額まで 【3万円】	17万円
364日前	【20万円】	364日目以降180日目まで ・申込金の50%まで ・印刷物等の実費	10万円
181日前		【10万円】	10万円
180日前		180日前から121日前まで ・申込金の100% ・アイテム別取消料 ・基本料金の20%	50万円
179日前	【60万円】	179日目以降150日目まで ・申込金の100%まで ・印刷物等の実費	40万円
150日前		【20万円】	40万円
149日前		149日目以降120日目まで ・お見積額の20%まで ・印刷物等の実費	20万円
121日前		【40万円】	20万円
120日前		120日前から91日前まで ・申込金の100% ・アイテム別取消料 ・基本料金の40%	60万円
119日前	【100万円】	119日目以降90日目まで ・お見積額の20%まで ・印刷物等の実費	60万円
91日前		【40万円】	60万円
90日前		91日前から51日前まで ・申込金の100% ・アイテム別取消料 ・基本料金の60%	100万円
89日前	【140万円】	89日目以降60日目まで ・お見積額の30%まで ・印刷物等の実費	80万円
60日前		【60万円】	80万円
59日前		59日目以降30日目まで ・お見積額の40%まで ・印刷物等の実費	60万円
51日前		【80万円】	60万円
50日前		50日前から15日前まで ・申込金の100% ・アイテム別取消料 ・基本料金の100%	140万円
30日前	【220万円】	29日目以降10日目まで ・お見積額の45%まで ・印刷物等の実費	140万円
29日前		【90万円】	130万円
15日前		【90万円】	130万円
14日前		14日前から当日まで	【90万円】
10日前	最終見積書に記載の100%	【90万円】	130万円
9日前	※最小でも【220万円】	9日目以降前日まで ・お見積額の45%まで ・納品済み物品等の実費並びに その他外注品等の解約料の額 【90万円】	130万円
前日		【90万円】	130万円
当日		お見積額の全額	【90万円】

色つき
申入書で、解約日の差額を指摘している区分

申込金20万円
基本料金額(お見積額)200万円 で算定